

# 日本スポーツ法学会 会報

## 第65号

2025(令和7)年  
12月4日発行

<http://jsla.gr.jp>



日本スポーツ法学会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所内  
TEL: 03-6206-1303 FAX: 03-6206-1326 E-MAIL: japansportslaw.contact@gmail.com 発行人: 棚村政行 編集人: 高松政裕

### 夏期合同研究会報告

#### 夏期合同研究会 2025 報告

渡邊 健太郎 (弁護士)

2025年の夏期合同研究会が、7月5日土曜日に、山梨県甲府市の山梨学院大学40号館 101教室を会場として開催されました。今回の研究会では、「部活動の地域展開～現状と法的視点からの検討～」がテーマとして取り上げられました。中学校の部活動については、現在、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することが求められている状況です。そこで、山梨県内の部活動の地域展開の現況を探るとともに、部活動の地域展開における法的課題や、その対応策を探ることを主な目的として、本年の研究会が開かれたものです。

研究会では、まず、本研究会の趣旨に沿った形で、専門家の方々から情報提供をいただきました。導入として、手塚圭祐会員（弁護士）より部活動の地域展開の法的問題点に関する報告がありました。また、田鹿欣孝氏（山梨県教育庁保健体育課指導主事）からは、山梨県内の部活動の地域展開の現状についてアンケート結果等をふまえながら行政の立場からのご報告をいただき、長田圭介氏（一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブ代表理事）からは、地域展開の運営主体の一つとして想定されている総合型地域スポーツクラブの立場から、地域展開へのかかわり方やそのメリットとともに、その難しさに関し、具体例を挙げてご説明いただきました。さらに、小山勝弘氏（山梨学院大学スポーツ科学部教授）からは、山梨学院大学スポーツ科学部において県内の大学生を対象に実施された指導者養成プロジェクトの概要についてご説明をいただき、吉田勝光会員（長野県総括コーディネーター及び桐蔭横浜大学名誉教授）からは、長野県における部活動の地域展開に関する総括コーディネーターとしての活動内容や、専門家の立場として考え得る法的問題点

等に関し、具体的な事例を交えながらご指摘をいただきました。

その後、望月浩一郎会員（弁護士）をファシリテーターとして、ご報告をいただいた田鹿欣孝氏、吉田勝光会員及び小山勝弘氏に加え、川井圭司会員（同志社大学政策学部教授）をパネリストとしてパネルディスカッションが行われました。ディスカッションの中では、部活動の地域展開に際して課題として考えられる、指導者の質に関する問題や、過疎地における地域展開の難しさ、将来の受益者負担に関する問題や事故に関する保険等の補償に関する問題といった幅広い分野に関し議論が交わされました。

ご報告の中でもあったとおり、地域展開については、自治体によって地域の状況も異なり、画一的な対応が困難な状況にあるため、直面する法的課題も異なり、また幅広く生じることが想定されます。発表いただいた皆さまのご報告内容や、パネルディスカッションの中で提起された課題をふまえ、今後も各地域における部活動の地域展開の動向を今後も注視していきたいと思います。



## 委員会からのお知らせ

### ダイバーシティ・インクルージョン推進研究専門委員会

來田 享子（中京大学スポーツ科学部・教授）

ダイバーシティ・インクルージョン推進研究専門委員会の目標は、①本学会がジェンダーなどの多様性に関する高い意識を持ち、多様な会員が各自の個性を發揮し、創造的な研究学術活動を展開することができる環境を構築する。②スポーツ界や社会全体の多様性が尊重・推進されるよう、学会の発信や働きかけを促進することです。

2024年度には、①理事や事務局員の適正規模及び学会運営の持続可能性を高める方法を検討するためのデータ収集を目的とした理事・監事・事務局員経験者を対象とするアンケートの実施、②他学会の役員比率や役員選出方法に関する情報の収集を行いました。

これらを実施した上で、他学会の選出制度の好事例なども参考にしながら、望ましい役員選出方法を理事会に提案することをめざしています。次期の役員候補者選考委員会の活動がスタートしていることから、昨年度までに理事会に提出した調査結果等が少しでも反映されることを願っています。

本委員会の目標のひとつは、学会を構成する会員の多様性を高めることです。しかし、女性会員増員の方法を検討するためのデータ収集や若手研究者の支援、次世代育成企画についてでは、2024年度には具体化を進めることができていません。他分野・他学会の事例を調査しつつ、試験的にでも何らかの企画を実現させることができればと考えています。会員のみなさまからのアイデアを募集とともに、本委員会に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、活動にご参加ください。担当の來田（kraita@sass.chukyo-u.ac.jp、＊を半角アットマークに変更してメールをお送りください）まで、ご連絡ください。

### スポーツ法学教育推進委員会

森 克己（鹿屋体育大学 教授）

スポーツ法学教育推進委員会では、スポーツ法学教育の実態を把握し、今後の改善策を検討するため、昨年度、3種類のアンケートを実施することを決定しましたが、実施計画を見直し、1年ごとに一つのアンケートを実施することにしました。

本年度は「スポーツ団体のガバナンス及びインテグリティに関するスポーツ法学教育の実施状況に関するアンケート」を日本のスポーツ団体（JOC、JSPO、JPSA、NF）に実施することで準備を進めてきま

したが、理事会での修正意見を踏まえて、内容を修正して実施するよう今後検討する予定です。このアンケートは、日本のスポーツ団体におけるガバナンス及びスポーツ・インテグリティに関するスポーツ法学の実施状況を把握し、実施されていない団体にスポーツ法学教育を導入するための課題を明らかにすることを目的としています。委員会のメンバーの皆様には、引き続きご協力をお願いします。

### 国際スポーツ学術推進委員会

宮本 聰（弁護士）、伊東 晃（弁護士）

国際スポーツ学術推進委員会は、当学会と他国のスポーツ法学会との交流促進を活動の一つの柱にしています。本会報では、当学会がMoUを結ぶ団体のうち、2団体を紹介します。

団体名：The Sports Lawyers Association

目的：スポーツ法の理解、進歩、倫理的実践を共通の目的とする非営利の国際専門組織。弁護士、法教育者、ロースクール生、およびスポーツ法に関心のあるその他の専門家から構成。1,000人以上が会員。

本拠地：米国バージニア州

年次イベント：毎年5月に年次総会を開催。2025年の第50回年次総会（テーマ「スポーツの未来に影響を与える50年」）は米国テネシー州ナッシュビルで開催。2026年は米国イリノイ州シカゴにて開催予定。

JSLAとの共同研究例：2022年4月、「How does the Ad Hoc Division work in the covid environment?」とのテーマでJSLAとの共催ウェビナーを開催。SLAからJeffrey Benz氏（オリンピック北京大会Kamila Valievaケース仲裁人）、JSLAから山崎卓也会員、杉山翔一会員および宮本聰会員が登壇。

団体名：Australian and New Zealand Sports Law Association

目的：1990年に設立されたオーストラリア地域におけるスポーツ法に関する非営利組織で、弁護士、行政機関、学者、政府関係者、学生などの会員から構成。

本拠地：豪州ニューサウスウェールズ州

年次イベント：毎年10月に年次総会を開催。2025年の第34回年次総会は豪州クイーンズランド州ブリスベンで開催され、スポーツのデジタル化、2027年WADAコード、大規模スポーツイベント開催における汚職・談合防止、オンライン賭博などに関する講演などが行われる予定。

JSLAとの共同研究例：2025年4月、「Safeguarding cases – Disciplinary decision, protection of vulnerable people」とのテーマでJSLAとの共催ウェビナーを開催。ANZSLAからLisa Purves氏（Director, Safeguarding, Sport Integrity

Australia)、Dr. Annette Greenhow 氏 (Faculty of Law, Bond University、General Editor, Sports Law and Governance Journal)、JSLA から恒石直和会員が登壇。

当委員会では、今後も他国団体との共同研究を企画していきますので、興味のある会員におかれではぜひご参加いただければ幸いです。

## 奨励賞選考委員会

井上 洋一（大阪学院大学教授）、岡村 英祐（弁護士）

### 1 奨励賞選考委員会の組織について

#### (1) 直近4年間の組織と運営

奨励賞選考委員会では、2022年度以降、主に若手会員による研究促進を目的として運用が開始された日本スポーツ法学会奨励賞（以下「奨励賞」）について、募集と選考を行ってきました。

表彰制度発足時の議論を踏まえ、各選考委員の任期は2年（再任可）と定められており（日本スポーツ法学会表彰規程5条）、2期目（2023～2024年度）として委嘱された現在の各委員については、2025年度を以て任期満了となりますので、2026年度以降は選考委員の改選が必要となります。

#### (2) 来期以降の選考委員の任期について

本年度は、当学会の執行部の改選時期でもあるところ、執行部を含む理事の任期が3年であることとの兼ね合いから、選考委員の任期も来期以降は3年へと変更する方が運営面で円滑ではないかという意見もありますので、表彰規程の改正の是非についても検討の余地があると考えています。

### 2 奨励賞の募集及び選考の運用状況

#### (1) 直近4年間の運用の実情は、以下の通りです（なお、2025年度については選考の手続中です）。

年度	2022	2023	2024	2025
応募数 (自薦・他薦)	2 (自1、他1)	2 (他2)	1 (自1)	1 (自1)
受賞	該当あり	該当なし	該当なし	本稿執筆時点 で選考中

#### (2) その他運用の変更点や確認事項

制度発足当初に選考委員会で定められた選考委員会運営細則に則って、毎年度の選考会議（募集要項の確定、応募作の審査評議）を実施してきました。

この4年間で、各応募選考時に生じた課題とこれらについての対処として、

- (ア) 個別の自薦・他薦がない場合でも、当学会の年報掲載論文は推薦対象とすることができる。
- (イ) 連続型（シリーズ型）の論文は、完結部分の公刊時期を基準として応募対象の時期を確定する。
- (ウ) 外国語で公表された論文については、日本語訳の提出を必要とする。
- (エ) 類似業績が存在する場合、推薦対象となる論文や著書が公刊される場面以外で既に公表されている場合、他学会での受賞歴がある場合等には、推薦時に自主的な申告を行うこととする。また、これらの事情の参考資料とするために、AIによる類似度判定を用いることとし、その運用のために推薦者から論文や著作を電子データで提供してもらう。
- (オ) 審査の事務負担軽減のため、著書については現物（書籍）の提供を依頼することがある。  
という運用方針を確認し、適宜募集要項にも修正を加え、募集と選考を行っています。

#### (3) 課題

2022年度は該当者がありました（2023年度、2024年度と「該当なし」が続いていた状況です（なお、2025年度については選考の手続中です）。当学会への原著論文の投稿数が減少しているという近時の傾向とも関連して、若手会員の研究活動の成果として論文・著書の執筆活動を促進していくことが課題となっています。

また、共著の論文や著作の取扱いについては、この点が審査結果を左右するという事象が生じていないため、現時点で一般的な運用方針を示すには至っておりませんが、共同研究が活発になることも期待されることから、今後の検討課題と考えています。



## 第33回学会大会のお知らせ

### ◆開催日時

2025年12月6日(土)9時15分～17時30分

### ◆開催場所

慶應義塾大学三田キャンパス南館2B31教室、  
西校舎517教室  
(<https://www.keio.ac.jp/ja/maps/mita.html>)

### ◆開催方法

対面のみ。後日、録画配信を検討中ですが配信できないこともありますので予めご了承ください。

### ◆全体テーマ

改正スポーツ基本法の検証

### ◆大会参加費

会員無料、非会員1,000円

(自由研究発表と総会は会員のみとなります。)

### ◆情報交換会

同日、大会終了後に会場近隣施設にて開催予定(要申込)。参加費用は別途。申込期限後のキャンセルはキャンセル料をいただく場合がございます。

詳細は当学会のマーリングリストにてご案内済みのプログラムないし当学会ホームページをご覧下さい。



## マイオピニオン

### NO! スポハラ実現のために

佐竹 春香（弁護士）

私は、昨年より大阪から転居し、現在東京で弁護士をしています。学生の頃からスポーツに携わる仕事がしたくて、大阪では太陽法律事務所で、辻口先生のご指導のもと約7年半、様々な立場からスポーツ案件に携わらせていただきました。

そこで得た経験を活かし、スポーツ法学会で出会った方々とのご縁もあり、東京に来てからはより一層スポーツに関わる仕事をさせていただいています。

ここでは、「ハラスメント相談窓口」のお話をしたいと思います。現在、各NFでは、スポーツハラスメント、いわゆる「スポハラ」に関する取り組みを行っており、その一環として相談窓口や通報窓口を設ける団体が増えています。私は、そこで複数の窓口担当をさせていただいていることから、感じたことを述べたいと思います。

まず、相談件数自体は、団体にもよりますが、多いところは多いです。NFのため、全国からの相談を受け付けていることからすると、そこまで多いわけではないのかもしれません、数名の窓口担当で対応するという観点からは、決して少なくはないという印象です。

次に、内容については、やはり暴力事案はそこまで多くはないです。さすがに暴力はいけないということは全国的にも浸透しているのだなという印象を受けます。ただ、それでもゼロではなく、物を投げるなどといった間接的なものを含め、暴力で選手を支配しようとする指導者が少なからず存在していることに痛嘆せざるを得ません。また、暴力までいかなくとも、暴言で威圧するという事例は後を絶ちません。

その中でも、身体への影響という意味で看過できないものとして、「熱中症」に対する認識が不足している指導者があまりに多いことに強い危機感を覚えています。日本の夏はどんどん暑く、長くなっているにもかかわらず、スポーツの場面では暑さに耐えてこそ、という意識を変えられずにいる方が思っている以上に多いです。もちろん、適切に対応しておられる方の方がむしろ大多数かとは思います。ですが、暑さに耐えられないことを「気合いが足りない」と言い、明らかに熱中症の症状が出ている選手に適切な対応をとらない（とれない）指導者は1人でもいてはなりません。

次に問題だと感じることは、ハラスメントをしていると思われる指導者を擁護する保護者が少なからずいるということです。純粋に支持しているという保護者もいますが、特に私が残念に思うのは、問題のある指導者が何らかの処分を受けることで、クラブの活動がままならなくなることを懸念し、問題のある言動については諦めているというものです。そのことで結局被害に遭うのは子どもたちです。大人が思っている以上に、子どもは大人たちの一言で深い傷を負っています。

これには、指導者のなり手の不足、スポーツの指導がほぼボラン

ティアで行われていることなど、様々な問題が含まれていると思われます。ただ、日々ハラスメントの相談をお受けする中で、スポーツは本来楽しむためにするものであるにも関わらず、これを苦痛に思う子達が少なからずいるという現状は、変えていかなければならないと強く思います。

このように、スポーツにおけるハラスメントの場面では、法的知見を必要とされています。弁護士をはじめとする有識者が積極的に関わることで、健全で公正なスポーツ環境の実現に寄与できれば幸いですし、これを読んでくださっている皆さんにも関心を持っていただけると嬉しいです。

### スポーツ観戦は現代の祭りである

田中 尚幸（弁護士）

1 観戦に行かれた方も多いかと思いますが、先日まで開催された世界陸上東京大会をみてきました。

出場した日本人選手たちのコメントで多くみられたのは、「地鳴りのような声援がすごかった」というようなもので、確かに、現地では、日本人選手の競技が始まる際には、その旨のアナウンスが流れ、盛り上がりに拍車をかけていたかと思います。

織田裕二さんが盛り上げる世界陸上に限らず、日本でオリンピック等の国際大会が盛り上がる理由にはメディアが盛り上げているという一面もありますが、「日本人選手を応援する」というわかりやすい目的であることはよく指摘されています。ちなみに、「超人BIG7」といったわかりやすいキャッチコピーは、昔は変なコピーだと思っていましたが、普段あまり陸上をみない層からすれば、「まずはこの選手に注目すればよい」というのがわかりやすくて、とてもいいと思います。

2 同様の応援する理由という観点でいくと、クラブ等が地域密着を打ち出す団体競技については、自分の地元のチームであるから、自分の子供の学校によく選手がきてくれるから、といった理由が、一つのわかりやすい応援の理由になるかと思います。

今後、ますます地域の集合体意識が薄れていく中、地域密着のスポーツの重要性はより高くなってくるように思います。みんなで集まって、声を出し・歌を歌い、体を動かし、ときにはお酒を飲むというのは、現代における祭そのものなのではないでしょうか。

3 一方で、クラブ等が率先して地域密着を打ち出してくれる団体競技にくらべ、個人競技の場合には、盛り上げるために、選手自身が地元等にファンをつくれるのが望ましいかと思います。多くの選手は、地元に帰れば、多くの人に知られているスーパースターであったりするわけですので、何とかそれを活かしていくような手助けが何か出来ないかと考えています。

また、もちろん、今ではSNS等を活用することで、選手が地元等に限らず個人としての知名度をあげられる可能性は大きく広がっています。すべての選手が自らSNSを活用するというのは難しいかとは思いますが、選手の競技レベルによらずに、これだけSNS格差が生じている状況では、出来ないで終わらせるわけにもいかない状況になっています。

4 最近、自分の周りをみても、スポーツをよくみている、という人が格段に減ってきています。娯楽がこれだけ多様化してきてる以上やむを得ない面はありますが、個人的には、人はまだYouTubeをずっとみているだけでは幸福感を感じられないのではないかと思います。

誰かと一緒に、みんなで楽しく盛り上がるコンテンツというものの価値は、いつの時代も不変です。今風にいえば、推しのチーム・推しの選手がいる人は、その試合を楽しみに、日々も楽しく過ごしているようにみえます。Jリーグの試合を見に行くたびに、サポーターは人生を謳歌しているなと感じます。

そういうたった多くの人に楽しみを与えるスポーツ業界の発展にすこしでも寄与出来ればと、日々精進していくこうと思います。

## スポーツがまちを変える 笠間と広島の挑戦

森 茜（弁護士）

スポーツは競技や観戦を超えて、地域に経済効果にとどまらず、コミュニティ形成、教育、シビックプライドの醸成等の社会的効果を創出します。その持続には公民連携と法務支援が不可欠で、契約や合意形成が推進力となります。私は弊所の「スポーツエンタメ」と「文化観光まちづくりプラクティス」チームに所属して調査・支援に携わりつつ、地方の先進的取組について伺いました。

### 笠間スポーツコミッショナ

茨城県笠間市的一般社団法人笠間SCは、スポーツを起点に地域振興を進める公民連携型組織です。スポーツ庁の基本計画では、スポーツを活用した地域活性化手法としてスポーツコミッションが位置づけられ、全国で約200団体が活動しています。多くは自治体補助金を基盤としつつ、大会収入やスポンサー協賛金、公共施設の指定管理料などの自主財源確保にも取り組み、年間数億円規模の運営を実現する例もあります。笠間市は都市では希少なアーバンスポーツ拠点「ムラサキパークかさま」を有し、スケートボード、BMX、ブレイキン等の大会を積極的に誘致・開催しています。このイベントを観光資源と組み合わせ、東京圏からのアクセスの良さを生かして交流人口の拡大を図る点が特徴です。スポーツと観光を掛け合わせて地域ブランドを形成している好例といえます。

### サンフレッヂュ広島

一方、プロクラブ自らがまちづくりを主導する先進事例があります。

2024年2月に開業した新スタジアムエディオンピースウイング広島は「まちなかスタジアム」を理念とし、試合日だけでなく365日のにぎわい創出を目指し設計されました。貸室や会議室、ラウンジ、商業施設を備え、非試合日にも市民に開かれる構造であり、防災拠点として避難所機能も備えています。ここを拠点にサンフレッヂュ広島が立ち上げたのが地域共創プロジェクト「STAHUG」です。初期段階から関わった関係者によれば、「街とスタジアム、人と人をつなぎ、抱きしめ合うように育む活動」であり、単発イベントに留まらず、教育・福祉・アート・観光など多分野を横断する展開を構想しています。プロクラブがここまで地域協働に踏み込む事例は稀で、全国的にも注目されています。

両者は、スポーツを核に新しい価値を創出します。今後も各地の実践を調査し、スポーツが社会に与える効果とその法的支援の在り方を探求していきます。

## スポーツにおけるトランスジェンダーの問題の入口に立って

柳 景子（福岡大学法学部 准教授）



日本スポーツ法学会に入会して2年が経つ。私は極度の運動音痴で、学生時代は体育の授業が何より苦痛だった。そんな私にとって「スポーツ」とは距離のある言葉だが、法学研究者として向き合うと、現代的で多様な論点が広がっていることに気づかされる。中でも私が関心を抱くのは、スポーツ界におけるジェンダーの問題である。

近年、トランスジェンダー、特にトランス女性が女子競技に参加できるかどうかが議論されている。トランスジェンダーの差別は許されず、トランス女性が、自身の自認する性別として社会から扱われ、十分に能力を発揮する機会が保障されなければならない。他方で、シスジェンダーの女性競技者からは、同じ競技や種目で公平かつ安全に争える相手なのかという懸念が示される恐れがある。結局この問題は、トランスジェンダーとシスジェンダー双方の理解と合意が得られるまで、十分な議論をするほかない。

以前、勤務校のゼミで、学生がアメリカのトランスジェンダー政策に関する文献を選び報告してくれた。普段は民法の解説に終始しがちで、法律と社会問題の接点を十分に扱えていないと感じていた私にとって、学生の関心の広さは新鮮で感銘を受けた。一方で、他の学生たちに意見を求めて、居心地の悪そうな表情を浮かべ、発言をためらっていた。なじみの薄いテーマゆえに戸惑ったのだろうと思い、解説を補いながら促すと、少しずつ意見が出始めた。そこで分かったのは、彼らが「トランスジェンダーを差別したくない」と強く意識しつつ、無理解から意図せず差別的な発言をしてしまうことを恐れていた

た、ということである。

彼らは、自らの知識不足を自覚した上で、無理解のまま発言すると結果的に差別につながってしまうという意識を持っているということであろう。私は、このような考え方こそ、法的に良識ある、人間的な

態度が反映されているように思う。だからこそ、若い世代が安心して議論に参加できるよう、私たちの世代が論点を深め、社会で活発に議論を開いていく必要があると感じられる。



## 新入会員　自己紹介



**横山 浩 会員**  
(弁護士)

横山浩（大阪弁護士会、68期）と申します。本学会には2020年に入会しておりましたが、この度大阪弁護士会へ転籍したことに伴い、あらためて寄稿の機会をいただきましたので、僭越ではございますが、自己紹介をさせていただきます。

私は、株式会社アシックスの企業内弁護士としてキャリアをスタートさせました。同社では、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとして様々なスポーツビジネスに関する貴重な経験を積ませていただきました。リーチマイケル選手からいただいたサインは私の宝物です。同社退職後は、東京の法律事務所で所属しておりましたが、運よくご縁をいただき、現在も日本スポーツ協会や日本ラグビーフットボール協会等において弁護士としてスポーツに携わらせていただいております。

まだまだ至らぬ点も多々あるかと思いますが、引き続き精進して参る所存ですので、皆様、今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。



### 会報編集担当からのお知らせ

当学会の会報では、会員の皆様からの投稿文を募集しています。

方針は、会員の顔が見える、会員がアウトプットできるです。

- ① スポーツ法に関する論考 2000字以内（画像スペース込）
- ② スポーツに関する記事 1000字以内（画像スペース込） 隨想、スポーツ観戦記、好きなスポーツの話など何でもけっこうです。  
いずれも、タイトル、所属・肩書を付記し、顔写真（任意）を添付してください。原稿の送付先は別途メーリングリストでお知らせします。  
そのほか、こんな研究会をはじめました、いっしょに視察に行きませんかなどの告知もご連絡ください。

66号（6月発行予定）の締切は3月末日です。

会員資格を有する者ならどなたでもけっこうです。皆様の積極的なご応募をお待ちしています。